

## フリースクール等の利用に係る助成を始めます

今般、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保を図ることを目的として、本市の支援制度を下記のとおり創設します。

### 記

#### 1 補助制度の概要

##### (1) 補助対象者の要件

補助対象者は、フリースクール等<sup>\*</sup>の利用料を負担する保護者であって、次の①～④にすべて該当する方です。

- ① 子どもが、市内在住で、市立の小学校又は中学校に在籍すること。
- ② 子どもが、交付申請日の前1年以内に在籍する小中学校を概ね30日以上欠席している不登校児童生徒であること。
- ③ 子どもが、フリースクール等に通り、在籍する小中学校の校長の判断により指導要録上の出席扱いを受けていること。
- ④ 他の団体等から補助対象経費に対する補助を受けていないこと。

※ フリースクール等：不登校児童生徒に対して学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行う民間の施設のことです。

##### (2) 補助対象経費

フリースクール等の授業料及び施設利用料

##### (3) 補助金額

対象経費の1/2（1,000円未満端数切捨て）を補助します。

なお、不登校児童生徒1人につき1か月10,000円を上限とします。

##### (4) 予算額

240万円（財源：県1/2、市1/2）

##### (5) 申請書の提出・受付

令和7年4月～9月分の利用に関する申請は、令和7年10月17日（金）までに申請書等を子ども育成課へ提出してください。（令和7年10月～令和8年3月分は、令和8年3月末に受付予定です）

今後、申請書等は市HPからダウンロードできるように対応します。

#### 2 問い合わせ先

三田市子ども・未来部 子ども育成課 青少年育成センター

電話：079（559）5117 ファクス：079（563）3611

メール：kseysy\_u@city.sanda.lg.jp

